

小規模保育事業者募集に関する質問に対する回答

項番	質問事項	回答
1	施設管理者は保育士の中から選任しても良いですか。	施設管理者を保育士の中から選任することは可能ですが、募集要項の事業内容に規定する配置基準内の保育士又は保育従事者が兼ねることはできません。
2	身障者トイレは必要ですか。	必ずしも設置する必要はありません。
3	連携施設の役割が大きいですが、他市町村にある加算等の町単独補助はありますか、また、連携施設との協定書（契約書）等がありますか。	加算等の町単独補助はありません。連携施設との協定書は、連携施設が申請者と同一法人の場合は不要です。
4	今後、町に待機児童が減少した時に、子育て支援、学童施設等として転用はできますか。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過した後、また財源となる地方債の償還が完了した後、町長の承認を受けて転用することは可能です。
5	苅田町小規模保育事業者選考会議とは、どういった方で構成されているのですか。またプレゼンテーションの方法はパソコン・スライドを使うのか紙ベースで行うのですか。	苅田町小規模保育事業者選考会議の構成員は町職員を予定しています。プレゼンテーションの方法に指定はありません。
6	小規模保育事業を実施するにあたり、待機児童解消に向けた待機児童数（年齢別）を教えてください。	平成31年4月1日現在の待機児童数は、2歳児が6人となっています。また、入所保留となっている児童数は以下のとおりです。 5歳児 0人 4歳児 3人 3歳児 1人 2歳児 28人 1歳児 26人 0歳児 8人 計 66人